

## 土佐清水市障害児・者住宅改修費給付事業実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児及び重度身体障害者が段差解消などの住環境の改善を行なう場合の居宅活動補助用具の購入費及び改修費（以下「住宅改修費」という。）の給付に関し、土佐清水市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則第 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### （給付の対象者）

第2条 給付対象者は、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児及び身体障害者であって障害程度等級3級以上の者とする。ただし特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付の対象となる住宅改修費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

### （住宅改修の範囲）

第3条 給付の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入及び改修工事費とする。

- （1）手すりの取り付け
- （2）段差の解消
- （3）滑り防止移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- （4）引き戸等への扉の変更
- （5）様式便器等の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

### （給付要件）

第4条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行なわれるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して市長が必要と認める場合に給付するものとする。ただし、給付は原則1回とする。

### （給付）

第5条 市長は、住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（別記1号）を交付するものとする。

2 住宅改修費の給付を行なう場合には、居宅生活動作補助用具の販売又は住宅改修を業とする者（以下「業者」という。）に住宅改修費給付委託通知書（別記2号）により給付を委託することとする。

3 給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、業者に住宅改修費給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

### （費用の返還）

第6条 市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

### （台帳の整備）

第7条 市長は、住宅改修費給付の状況を明確にするため、住宅改修費給付台帳（別記3号）を整備するものとする。

### （補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。